

(仮称) 能代山本広域風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と当社の見解

平成 30 年 6 月

白神ウインドパワー株式会社

目次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日.....	1
(2) 公告の方法.....	1
(3) 縦覧場所.....	2
(4) 縦覧期間.....	2
(5) 縦覧者数.....	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催.....	3
(1) 公告の日及び公告方法.....	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数.....	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握.....	4
(1) 意見書の提出期間.....	4
(2) 意見書の提出方法.....	4
(3) 意見書の提出状況.....	4
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する当社の見解.....	5

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 7 条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して 1 月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成 30 年 3 月 23 日（金）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

平成 30 年 3 月 23 日（金）付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

[別紙 1 参照]

- ・北羽新報（朝刊）
- ・秋田魁新報（朝刊）

② 地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

以下の広報誌に「お知らせ」を掲載した。

[別紙 2-1～2-2 参照]

- ・広報のしろ 平成 30 年 3 月 25 日号（第 276 号）P 13
- ・広報はっぼう お知らせ版 平成 30 年 3 月 25 日号（4 月前半）P 3

③ インターネットによるお知らせ

以下のホームページに「お知らせ」を掲載した。

[別紙 3-1～3-2 参照]

- ・秋田県ホームページ
- ・大森建設株式会社ホームページ

(3) 縦覧場所

自治体庁舎等 4 か所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

① 自治体庁舎等

- ・ 能代市役所新庁舎行政情報コーナー
- ・ 能代市向能代地域センター
- ・ 八峰町役場企画財政課
- ・ 大森建設株式会社社屋

② インターネットの利用

[別紙 3-2 参照]

大森建設株式会社のホームページに方法書の内容を掲載した。

<http://www.om346.co.jp/>

(4) 縦覧期間

平成 30 年 3 月 23 日（金）から平成 30 年 4 月 23 日（月）までとした。

自治体庁舎は土・日曜日、祝日を除く開庁時とし、インターネットは縦覧期間中常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は 1 名であった。

（内訳） 能代市役所新庁舎行政情報コーナー	0 名
能代市向能代地域センター	0 名
八峰町役場企画財政課	1 名
大森建設株式会社社屋	0 名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

[別紙1参照]

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・ 開催日時：平成30年3月31日（土）10時から12時まで
- ・ 開催場所：峰浜地区文化交流センター「峰栄館」
(秋田県山本郡八峰町峰浜田中字野田沢20-1)
- ・ 来場者数：12名

- ・ 開催日時：平成30年3月31日（土）15時から17時まで
- ・ 開催場所：能代山本広域交流センター（秋田県能代市海詠坂3-2）
- ・ 来場者数：6名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

[別紙 4～5 参照]

(1) 意見書の提出期間

平成 30 年 3 月 23 日（金）から平成 30 年 5 月 15 日（火）までの間

（縦覧期間及びその後約 3 週間とし、郵便又は FAX 受付は当日 17 時着までを有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所及び説明会会場に備え付けた意見書箱への投函
- ② 大森建設株式会社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は 7 通 7 件であった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する当社の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から提出された意見は7通7件であった。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	当社の見解
1	<p>『峰浜風力発電事業』に対する意見書 標記設備の設置付近(500m以内)の住民として、意見を申し上げます。</p> <p>記</p> <p>1.景観及び生活環境の悪化が懸念される事 当該予定設備と住宅地の間には、約400mに亘り「生活環境保全林」として、黒松が植樹されていた。近年、松くい虫被害により伐採を余儀なくされ、その大半を失い、海岸沿いの比較的若い松を残すのみとなっている。その空き地に別途広葉樹の植樹を行うと共に、東屋を配した遊歩道を設置したばかりである(平成29年度末完成)。 砂浜の広がる美しい海岸線と共に、地区住民の憩いの場になっている。 然るに、標記設備は、海岸線の美観を損ねると共に、住民憩いの場を破壊しかねない。</p> <p>2.騒音、低周波音等による身体への影響が懸念される事 当該予定設備の近距離(500m未満)から1kmに亘って、住宅団地(松波団地23戸、松波第二団地9戸)、更に一般住宅約400戸が密集している。 更に、この区間に小学校、保育園、老人施設(松波苑、松峰園他)等、配慮すべき施設も混在している。 既に供用開始されている青森県の大間町や横浜町では、住民への被害が出ている。また、他の既設・稼働開始の地区住民から多くの苦情が出ているのが現状である。 北西の季節風が強い当地区では、騒音や低周波被害が多発する恐れが充分にある。</p> <p>3.海岸線沿いに設置予定の8基についての要望 前記の1.2.の理由から、<u>水沢川と塙川との間の設置(5基)は取り止めて頂きたい。</u> (せめて、水沢川以北か塙川以南へ移設して頂きたい。)</p> <p>4.利害関係を有する全世帯・事業所の意思確認をして頂きたい 当該事業について、認知していない住民が大半を占めているのが現状である。 <u>1km以内の全世帯に対し当該事業の賛否や意見を聴取して、結果を開示して下さい。</u> 以上</p>	<p>1.ご意見をいただきました遊歩道につきまして、眺望目的での利用の有無等について状況を把握のうえ、慎重に予測及び評価いたします。その上で風力発電機による海岸線の眺めに対する影響を可能な限り回避又は低減させた事業計画の策定を進めてまいります。</p> <p>2.今後、騒音及び低周波音の現地調査を実施した上で、住居や配慮すべき施設があるご地域への影響について、慎重に予測及び評価致します。その上で騒音及び低周波音の影響を可能な限り回避又は低減させた事業計画の策定を進めてまいります。すでに供用されているご指摘の地区の(小型)風車とは別の風車型を計画しておりますが、万一、本事業の稼働開始後に、問題が発生した場合は原因究明を行い、風力発電機の影響かどうか判断した上で、事業者として真摯に対応したいと考えております。</p> <p>3.上記の回答のとおり、景観、騒音及び低周波音について、慎重に予測及び評価を行った上で風車配置の再検討についても視野にいれ、環境影響を可能な限り回避又は低減させた事業計画の策定を進めてまいります。</p> <p>4.新聞広告、能代市広報、八峰町広報を利用し、事業の周知を行ってまいりましたが、地域の皆様へより一層ご理解を深めていただくために、自治会を対象として地元説明会を実施してまいります。</p>
2	<p>コウモリ類について 欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群として、コウモリ類と鳥類が</p>	<p>現時点において既に設置済みである風況観測塔(1か所)については風況観測塔を利用した調査を実施い</p>

	<p>懸念されており（バット&バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。</p> <p>国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。</p> <p>このことを踏まえて環境保全の見地から、本方法書に対して以下の通り意見を述べる。</p> <p>なお、本意見は要約しないこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. コウモリ類の高高度音声調査において使用される樹高棒はしなりが多く自立が困難で折れやすい。4月から11月までの長期間使用することは不可能であろう。なぜ、欠測する可能性がある樹高棒を使用するのか安全面の観点からも理由を説明すること。 2. 単独ポール（樹高棒）を樹木に接して設置すると、昆虫や葉のこすれ、風切り音などの雑音が多く混入され、コウモリ類の音声抽出が困難となる。すなわち「コウモリ類の活動量が少ない結果となる」。なぜ林内または林縁の地点を選んだのか理由を説明すること。 3. 単独ポール（樹高棒）による調査は可能な限り周囲が開けた伐採地や草地などの場所で行うこと。 4. 単独ポール（樹高棒）による高高度調査を実施する場合は、可能な限り風力発電機の設置予定場所で実施すること。 5. 単独ポール（樹高棒）はマイク高以上の高さの音声を記録すること。 6. 単独ポール（樹高棒）で得られたデータはすべて風力発電機稼働の影響を受けると仮定して影響予測を行うこと。 7. 専門家等から意見聴取した年月日を記載すること。他事業で行った意見聴取の可能性がある。 8. P24の第2.2-8図に示されたすべての既設風力発電所と連携を図り、バットストライクに対する累積的影響を予測すること。 9. 今後もコウモリ類の専門家意見を取り入れ、十分な経験と知識を持った者による適切な調査を実施し、定量的な予測・評価を行うこと。 <p style="text-align: right;">以上.</p>	<p>たします。</p> <p>また、樹高棒を併用することにより他の環境のデータも収集したいと考えております。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 樹高棒（逆目盛検測桿）はしなりがあるため、設置の際には樹木に沿って設置し、マイク部分が樹冠に到達するように致します。樹高棒を利用した調査を行った実績のある業者に、過去の同様の調査では折れたことはなく長期間（6ヶ月程度）設置したままでも特段の問題がなかったことを確認しております。そのため、樹高棒を使用する調査を行うこととしました。 2. 樹高棒及び風況観測塔における調査を行った実績のある業者に、使用する予定の機材（SM4BATFS）で実際に観測した例では風切り音や葉のこすれといった雑音は混入しておらず、昆虫の音とコウモリ類の音声とは区別可能であることを確認しております。そのため、コウモリ類の音声データの収集という観点では大きな問題にはならないものと考えております。また、樹木等に沿わせて設置するため、林内あるいは開けた環境に面した樹木に設置することを想定し、地点を選定しています。 3及び4. 風力発電機が設置される環境は樹林地及び草地となるため、これらの環境で音声モニタリング調査地点を設定いたしました。 5. マイク設置高度は樹冠となりますが、これよりも高空を飛翔する個体も記録できるよう調査を実施いたします。 6. 樹高棒で得られたデータと風況観測塔で得られた結果を比較し、風力発電機稼働の影響を受けると考えられる風力発電機の回転域を飛翔していた種群については稼働による影響を受けると仮定し影響予測を行ってまいります。 7. 準備書には、専門家等から意見聴取した年月日を記載することといたします。 8. 可能な限り既設風力発電所の情報を収集できるよう調整してまいりたいと考えております。 9. 今後も、引き続きコウモリ類の専門家からの助言を得ながら適切に環境影響評価を進めてまいります。
3	<p>■コウモリ類について</p> <p>コウモリは夜間にたくさんの昆虫を捕食するので、生態系の中で重要な役割を持つ動物である。また害虫を食べるので、人間にとって、非常</p>	<p>■国内においてコウモリ類の衝突実態は不明な点も多く、環境保全措置についても検討され始めた段階です。今後も新たな知見を収集し、取り得る保全措置について検討します。</p>

に役立つ益獣である。風力発電施設では、バットストライクが多数生じている。コウモリ類の出産は年1～2頭程度と、繁殖力が極めて低いため、死亡率のわずかな増加が、地域個体群へ重大な影響を与えるのは明らかである。国内では今後さらに風車が建設される予定であり、コウモリ類について累積的な影響が強く懸念される。これ以上風車で益獣のコウモリを殺さないでほしい。

■コウモリ類について

事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか？日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか？

■バットストライクの予測は定量的に行うこと

事業者はバットストライクの予測を「定性的」に行うようだが、事業者が行う「コウモリ類音声モニタリング調査（自動録音バットディテクターによる調査）」は定量調査であり、定量的な予測手法も存在する。よってバットストライクの予測は「定量的」に行い、年間の衝突頭数を予測し、保全措置により何個体低減するつもりか、具体的数値を示すこと。

■「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること

「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングしたコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。よって事業者は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。

■専門家へのヒアリング年月日が記載されていない。

専門家ヒアリングは適切な時期に実施すべきだが、年月日が記載していなければ適切な時期にヒアリングを実施したのか閲覧者は判断できない。よってヒアリング年月日を記載するべきではないのか。

■コウモリの音声解析について

コウモリの周波数解析（ソナグラム）による種の同定は、国内ではできる種とできない種がある。図鑑などの文献にあるソナグラムはあくまで参考例であり、実際は地理的変異や個体差、ドップラー効果など声の変化する要因が多数あるため、専門家でも音声による種の同定は慎重に行う。仮に種の同定を誤れば、当然ながら誤った予測評価につながるだろう。よって、無理に種名を

■方法書にお示しした手法により現地調査を実施し、コウモリ類の生息状況について把握いたします。その結果を踏まえて、適切に影響を予測及び評価してまいります。

■現時点では、定量的に年間予測衝突数を算出するために標準化された方法は公表されていないものと考えておりますが、引き続き、国内における最新の科学的知見の収集に努めてまいります。

■コウモリの専門家へのヒアリングについては、複数名に実施するなど、調査結果や有識者の助言を踏まえて適切に予測及び評価できるよう検討してまいりたいと考えております。

■準備書には、専門家等から意見聴取した年月日を記載することといたします。

■周波数解析につきましては、ご指摘のとおり種の同定が難しいため、周波数毎（20～25kHz や 50kHz 等）のグループの同定とし、利用頻度等の整理を行います。

<p>確定しないで、グループ（ソナグラムの型）に分けて利用頻度や活動時間を調査するべきである。</p> <p>■ コウモリの音声録音について 捕獲によって攪乱が起こるので、自動録音調査と捕獲調査は、同日に行うべきでない（捕獲調査日の録音データは使用しないこと）。</p> <p>■ コウモリの捕獲調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コウモリ類について配慮のかけた不適切な捕獲を行う業者がいる。よってコウモリの捕獲及び許可申請の際には必ず「コウモリ類の専門家」の指摘をうける（うけさせる）べきだ。 ・6月下旬～7月中旬はコウモリ類の出産哺育期にあたるため、捕獲調査を避けるべきではないのか。 ・ハーブトラップは高空を飛翔するコウモリを捕獲できないので、カスミ網も併用するべきではないか。 ・捕獲したコウモリは、麻酔をせずに、種名、性別、年齢、体重、前腕長等を記録し、すみやかに放獣するべきではないか。 ・捕獲個体やねぐらに残した幼獣への影響が大きいので、ハーブトラップは、かならず夜間複数回見回るべきだ（夕方設置して、見回りせずに朝方回収などということをして絶対に行わないこと）。 ・捕獲した個体を持ち帰り飼育しないこと。 ・捕獲した個体を素手で扱わないこと。 ・冬眠中の個体を絶対に覚醒させないこと。 ・冬眠中の個体を絶対に捕獲しないこと。 <p>■ 「回避」と「低減」の言葉の定義について 事業者とその委託先のコンサルタントにあらかじめ指摘しておく。事業者らは「影響の回避」と「低減」の言葉の定義を本当に理解しているだろうか。</p> <p>事業者らは、コウモリ類への保全措置として「ライトアップをしない」ことを掲げるはずだが、「ライトアップをしない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではない。「ライトアップをしないこと」により「ある程度のバットストライクが『低減』された事例」は、これまでのところ一切報告がない。</p> <p>■ 回避措置（ライトアップアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。</p> <p>これについて事業者は「ライトアップアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」などと主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。</p> <p>■ 回避措置（ライトアップアップの不使用）について</p>	<p>■ 自動録音調査と捕獲調査の調査日が重なる場合には、データの扱いについて留意いたします。</p> <p>■ コウモリ類の捕獲については、所管機関より許可を得て適切に実施いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方法書に記載のとおり、7月下旬以降から捕獲調査を行います。 ・方法書に記載のとおり、ハーブトラップのほかカスミ網も使用する予定です。 ・捕獲したコウモリの生体につきましては、麻酔は使用せずに、種名、性別等を記録し速やかに放獣する計画としております。 ・夜間複数回見回る予定です。 <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲した個体を持ち帰り飼育いたしません。 ・捕獲した個体を素手で扱いません。 ・冬眠中の個体を覚醒させません。 ・冬眠中の個体を捕獲いたしません。 <p>■ 「回避」及び「低減」については、「環境アセスメント技術ガイド 生物の多様性・自然との触れ合い」（一般社団法人 日本環境アセスメント協会、平成 29 年）に記載されているとおり、以下のように考えております。</p> <p>回避：行為（環境影響要因となる事業における行為）の全体又は一部を実行しないことによって影響を回避する（発生させない）こと。重大な影響が予測される環境要素から影響要因を遠ざけることによって影響を発生させないことも回避といえる。</p> <p>低減：何らかの手段で影響要因又は影響の発現を最小限に抑えること、又は、発現した影響を何らかの手段で修復する措置。</p> <p>引き続き、新たな知見を収集し、コウモリ類に対して負荷の少ない適切な保全措置について検討してまいります。</p> <p>■ 当該地域において、バットストライクがどの程度発生するかは、現在の知見では予測できないと考えております。引き続き新たな知見の収集に努め、「ライトアップを実施しない」措置も含め、順応的管理の考え方を取り入れつつ、事後調査の結果及び専門家の意見を踏まえながら、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じることにより、コウモリ類への影響の低減を図ってまいります。</p> <p>■ ご指摘も踏まえ、コウモリ類への影響を低減するための環境保全措置は「ライトアップの不使用」以外に</p>
--	--

<p>ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これは事実だ。昆虫類はライトだけでなくナセルから発する熱にも誘引される。またナセルの隙間、ブレードの回転音、タワー周辺の植生や水たまりなどコウモリ類が誘引される要因は様々であることが示唆されている。</p> <p>つまりライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップをしないこと」により「コウモリ類の誘引を完全に『回避』」できるわけではない。完全に『回避』できないのでバットストライクという事象、つまり「影響」が発生している。アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要がある。</p> <p>■コウモリ類の保全措置（回避）について 樹林内に建てた風車や、樹林（林縁）から 200m 以内に建てた風車は、バットストライクのリスクが高いことが、これまでの研究でわかっている。低空（林内）を飛翔するコウモリでさえ、樹林（林縁）から 200m 以内ではバットストライクのリスクが高くなる。よって、風力発電機は樹林から 200m 以上離すこと。</p> <p>■「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きの P3-110～111 には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。研究で「カットインをあげること」と「低風速時のフェザリング」がバットストライクを低減する効果があることが「すでに」判明している。</p> <p>■コウモリ類の保全措置について 事業者は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりが本当にあるのだろうか？ 既存資料によれば、樹林から 200m の範囲に風車を立てないこと（回避措置）、『カットイン風速を限られた期間と時間帯に高く設定し、低速時のフェザリングをすること（低減措置）』のみがコウモリの保全措置として有効な方法であることがわかっている。この方法は、事業者が「実施可能」かつ「適切な」、コウモリ類への環境保全措置である。</p> <p>■コウモリ類の保全措置（低減措置）について コウモリの保全措置として、「カットイン風速の値を上げることと低風速時のフェザリング」が行われている。事業者は、コウモリの活動期間中にカットイン風速を少しだけあげ、さらに低風速でフェザリングを行えば、バットストライクの発生を抑えられることを認識しているのか？</p> <p>■コウモリ類の保全措置を先延ばしにしないこと 上記について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、（カットイン風速の値を上げることフェザリングの）保全措置は実施しない（事後調査の後まで先延ばしにする）」</p>	<p>も現地調査結果や有識者の助言、最新の国内での知見なども踏まえ、検討してまいりたいと考えております。</p> <p>■ご指摘いただいた最新の知見及び現地調査結果等を踏まえ、コウモリ類やその他項目における環境影響を総合的に考え合わせ、風力発電機等の配置計画等を検討してまいりたいと考えております。</p> <p>■引き続き、国内外における最新の知見を収集してまいりたいと考えております。</p> <p>■引き続き、国内外における最新の知見を収集してまいりたいと考えております。また、環境保全措置については現地調査結果や有識者の助言、最新の知見を踏まえ、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。</p> <p>■引き続き、国内外における最新の知見を収集してまいりたいと考えております。また、環境保全措置については現地調査結果や有識者の助言、最新の知見を踏まえ、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。</p> <p>■引き続き、国内外における最新の知見を収集してまいりたいと考えております。また、環境保全措置については現地調査結果や有識者の助言、最新の知見を踏まえ、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。</p>
---	---

といった回答をするかもしれないが、環境保全措置は安全側にとること。

保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要である。

■コウモリ類の保全措置を先延ばしにしないこと2

そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べるように。

■コウモリ類の保全措置を先延ばしにしないこと3

上記について事業者は「実際に何個体死ぬか仕組みがよくわからないから（適切な保全措置をせずに）事後調査して、本当に死んだらその時点で保全措置を検討する」などと論点をすり替えるかもしれないが、それは「事後調査」という名目の「実証実験」である。身勝手な「実験」でコウモリを殺してはいけない。保全措置とは「コウモリを殺す前」から安全側で実施する行為である。

■バットディテクターによる調査について

バットディテクターの探知距離は短く、地上からでは高空、つまりブレードの回転範囲の音声はほとんど探知できない。よって準備書には使用するバットディテクターの探知距離とマイクの設置方向（上向きか下向きか）を記載すること。

なお「仕様書に書いていない（ので分からない）」などと回答をする事業者がいたが、バットディテクターの探知距離は影響予測をする上で重要である。わからなければ自分でテストして調べること。

■コウモリ類音声モニタリングの調査地点について

「コウモリ類音声モニタリング調査地点」が植生ごとに設定しているが、自動録音バットディテクターは風力発電機の設置位置に設定すること。「利用頻度を比較する」つもりならば、すべての風力発電機設置位置(45箇所)において日没前から日の出まで自動録音調査するべきではないのか。

■コウモリ類音声モニタリングの調査高について

樹林内のコウモリの音声はバットストライクの予測には使えない。樹林内の自動録音は不適切である。自動録音バットディテクターのマイクは樹冠「付近」ではなく、樹冠より「上」に設置すること。

■飛翔高度調査の期間について

バットディテクターによる飛翔高度調査の期間は4月～11月としているが、地域によっては1月でもコウモリは飛んでいる。調査対象地域で「12～3月に調査を実施しない」合理的根拠を述べること。

■バットディテクターによる調査時間について

バットディテクターによる調査時間の記載がない。日没1時間前から、日の出1時間後まで録

■コウモリ類の調査、予測及び評価については専門家等の意見も踏まえながら、事業者が実行可能な範囲において配慮しながら進めてまいりたいと考えております。

■引き続き、国内外における最新の知見を収集してまいりたいと考えております。また、環境保全措置については現地調査結果や有識者の助言、最新の知見を踏まえ、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

■バットディテクターの探知距離について、実測した結果をまとめ、今後の図書に記載いたします。マイクの設置方向についても記載するよう致します。

■音声モニタリング調査地点は風力発電機の設置位置近傍に設定しております。風力発電機を設置する各環境をカバーできるよう、調査地点選定時に留意しました。

■極力樹冠上となるよう留意いたします。

■調査期間の設定に当たっては専門家からの意見も踏まえ設定いたしました。具体的には、コウモリ類の活動がより活発にある夏と、移動期にあたる春と秋を調査することとしました。

■観察時間については、ご指摘の点に留意して実施致します。

	<p>音すること。</p> <p>■コウモリ類の保全措置について 事業者は目先の利益を優先し、自分たちの子孫につなぐべき生物多様性をとりあげてはいけない。『事後調査でコウモリの死体を確認したら保全措置を検討する』などという悪質な事業者がいたが、コウモリの繁殖力は極めて低いので、一時的な殺戮が地域個体群へ与える影響は大きい。 コウモリの活動期間中に『カットイン風速を少しあげ、さらに低風速でフェザリングを行えば』、バットストライクの発生を低減できることはこれまでの研究でわかっている。『ライトアップをしないこと』はバットストライクを『低減する効果』は確認されていない。さらに『事後調査』は『環境保全措置』ではない。 『影響があることを予測』しながら『適切な保全措置』をとらないのは、「発電所アセス省令」に違反することをあらかじめ指摘しておく。</p> <p>■コウモリ類の保全措置を先延ばしにするな 「国内におけるコウモリの保全事例が少ないので保全措置は実施しない(大最に殺した後に検討する)」といった回答をする事業者がいたが、そもそも「影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。</p> <p>■事後調査など信用できない コウモリは小さいので、死体はスカベンジャーに持ち去られてすぐに消失する。月2回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、科学的な根拠は乏しい。最新の科学的知見に従い、コウモリの保全措置を安全側で実施し、「その上で」科学的かつ透明性の高い事後調査を実施すること。</p> <p>■意見は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。事業者見解には、意見書を全文公開すること。</p>	<p>■当該地域において、バットストライクがどの程度発生するかは、現在の知見では予測できないと考えております。引き続き新たな知見の収集に努め、「ライトアップを実施しない」措置も含め、順応的管理の考え方を取り入れつつ、事後調査の結果及び専門家の意見を踏まえながら、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じることにより、コウモリ類への影響の低減をはかってまいりたいと考えております。</p> <p>■当該地域において、バットストライクがどの程度発生するかは、現在の知見では予測できないと考えております。引き続き新たな知見の収集に努め、「ライトアップを実施しない」措置も含め、順応的管理の考え方を取り入れつつ、事後調査の結果及び専門家の意見を踏まえながら、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じることにより、コウモリ類への影響の低減をはかってまいりたいと考えております。</p> <p>■最新の知見や有識者の助言、現地調査結果を踏まえ、適切に予測及び評価を行ってまいりたいと考えております。加えて、ご指摘いただいておりますとおり、コウモリ類についてはまだ不明な点が多いと考えておりますため、バットストライクに係る事後調査についても実施する考えです。</p> <p>■要約せず、全文掲載いたしました。</p>
4	<p>騒音及び低周波音について 風力発電所建設予定地について最も近いところで600M、竹生小学校地区自治会館は1.2km、当地区まで1.5km以内となっています。貴社建設予定地と八峰風力開発が建設されて住宅地はほぼ風力発電所に囲まれることとなります。風向も北西からとなり一年中風下にあたる住宅地となっています。マニュアルに沿って基準以下になるよう配慮して建設地選定をしていただいたようですが環境省の全国調査においても騒音等レベル以下でも健康被害が出ているようです。 今後に向けてさらなるご検討をされると思いますが、騒音低周波音による健康問題についても留意され環境測定についても事前、事後調査を定期に行い、県、市役所にも報告していただき、地域住民の不安を取り除いていただきたいと願っています。</p>	<p>風力発電機設置候補地との立地関係を踏まえ、騒音及び低周波音の調査地点を多数設定しておりますが、ご指摘頂いているように風力発電機に囲まれるご地域への影響も考慮の上、事前に調査、予測及び評価し、その結果を踏まえ、可能な限り騒音及び低周波音の影響を回避又は低減させた事業計画の策定を進めてまいります。ご指摘の他事業者の風力発電についても他事業者との情報交換に努め、他事業の風力発電所も踏まえた累積的な影響の予測について、具体的な手法を検討してまいります。なお、事前調査については、法に基づき実施し、測定結果を地元自治体へも報告致します。事後調査については、今後実施する調査、予測及び評価の結果を踏まえ、実施するか検討致します。</p>
5	<p>峰浜地区を対象とした風力発電事業について意見書を提出します。再生可能エネルギーは世界の趨勢であり、われわれはこれを推進する義務を負うとも考えています。ただし、環境に負荷の少ない取り組みのために、住民の生活が成り立たな</p>	

	<p>くなることはあってはならないし、貴社がこの施策を住民の理解を得ながら進めていく展望を理念として持つことに疑うことはありません。</p> <p>「風力発電所に係る騒音・低周波音に関する問題の発生状況」(環境省水・大気環境局大気生活環境室)が公表した資料を読む限りでも定格出力問題(p2)、騒音・低周波の実態(p6)など、現時点で予測可能とは言い切れない不安要因が指摘されており、最大の配慮をしていただけるよう下記に希望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 設置予定箇所はご存じのように住宅密集地であり、さらに老人施設・保育園・小学校が凡そ 1km の範囲内に集在しており、この範囲での施工は取りやめていただきたい。 2 苦情等の発生割合は定格出力に比例することが上記環境省の資料でも明確に指摘されており、本地区においても重視されるのは自明のことと思います。 3 本事業の影響対象が想定される世帯及び事業所に対し、賛否を含む意見を聴取のうえ、結果を開示していただければ事業の推進に寄与すると確信しております。 	<p>1,2</p> <p>ご意見に記載頂いた、「風力発電所に係る騒音・低周波音に関する問題の発生状況」(環境省水・大気環境局大気生活環境室)の調査結果も念頭に置き、今後、騒音及び低周波音の調査、予測及び評価を実施してまいります。なお、当該資料に記載された調査結果は、平成 22 年 4 月 1 日時点で稼働中の風力発電所を対象にしたものですが、この当時は風力発電所に関する環境影響評価について、環境影響評価法の対象になっておらず、騒音及び低周波音等の事前の調査、予測及び評価を十分に実施できていない風力発電所も多数ありました。このことが、苦情等の発生の一因と考えますので、本事業については、事前に実施する騒音及び低周波音の現地調査、予測及び評価の結果を踏まえ、ご地域内の住居や老人施設・保育園・小学校等の配慮すべき施設への影響について、慎重に評価の上、騒音及び低周波音の影響を可能な限り回避又は低減させた事業計画の策定を進めてまいります。</p> <p>3 地域のご理解を得られるよう努めながら、手続きに則り事業を進めてまいります。</p>
<p>6</p>	<p>設置賛成です。住みよい地域環境のために大いに推進すべきと考えます。</p> <p>この地域では当初、特定政党系の偏見情報が広報され、自治体も含め大勢が不安に巻き込まれた時期がありました。しかし選挙の集票に連動利用されている裏事情に気づき、環境省の調査等の公正なデータ報道が知られ、身近な風車を実見した結果、今は「風車は特段の実害がない」との認識が、この地域住民の世論となりました。</p> <p>まだ一部に騒音に関してだけは不安・反対の声があると聞きますが、確かめようとしても、何の数値も裏付けもない風聞や感情にすぎないようです。</p> <p>対して風車への期待は 2015 年に私が北羽新報へ、ノーベル賞を受けた大村教授の構想を紹介してから高まったと感じております。風車は強風を緩和する巨大な防風ネットの役割もある、これは微生物や動植物の生態が繁栄しやすい自然環境をつくる、との可能性です。寒冷風に悩まされ農業に劣悪だった地域の歴史環境を、多数の風車が理想環境へ近づけるのは、自然原理であり当然な理論です。</p> <p>問題はこの貴重な風資源が、地元住民を無視し</p>	<p>ご意見いただきありがとうございます。地域の風を地域で利用し地域に還元することで、能代市及び八峰町のさらなる地域産業の活性化と雇用の創出を図ることを本事業推進の目的としております。環境へ十分配慮し、今後においても引き続き、地域の皆さまにご理解・ご協力頂きながら、各種手続きに則り事業を進めてまいります。</p>

	<p>て植民地的に侵略され、利害争奪のタネになる事業進展の不安です。制度の不備が風車反対の世情を招く導入口になります。能代市は「市民ファンド」で対応しているけれども不十分です。大多数の住民が事業貢献するには、抽選枠の拡大とともに、風車からの距離に応じて風の利益を配分する制度が必須と思います。風車誘致合戦が起こるほどの施策が欲しい。</p> <p>環境影響の意見は、騒音や野鳥だけが突出テーマになって「自然環境の悪化不安」だけを集める制度になっています。賛成意見をわざわざ述べる者は少数であっても、地域住民の本質の願望と理解いただき、公平に扱っていただきたく存じます。</p>	
7	<p>貴社が推進している風力発電利活用事業の「地域の風を地域で利用し、地域に還元し、地域に貢献する」という計画に賛同するものでありますが、風力発電設備が予定されている当地域の水沢浜近くには、住家や小学校、こども園の文教施設、また、特養老人ホーム、グループホームなどの福祉施設や梨栽培の果樹園などがあります。地域の生活に影響が出ないように次のことを要望します。</p> <p>①風力発電設備予定地から住宅地まで約500mと近いことから夜間の騒音で睡眠が取れないなど生活環境に影響を与えることがないように、また、低周波音も発生されると言われていますので物的及び心身に係る苦情に関する参照値・基準値を超えないこと。</p> <p>②テレビ等に電波障害が生じないようにすること。</p> <p>③風車の高さは80mと130m級の2種類考慮されているようですが、環境に影響の少ないのは高さや容量の少ない方ではないか。</p> <p>④水沢浜近くには果樹農家も多く、風力発電による海からの塩害等の影響は大丈夫か十分調査をすること。</p> <p>これらを十分調査し精査の上、先進事例に見られるような設置後の苦情が出されることのないようにカッチキ台町民の安全安心に厳守すること。</p>	<p>①今後の騒音及び低周波音の現地調査、予測及び評価の結果を踏まえ、ご地域内の住居や文教施設、福祉施設等の配慮すべき施設があるご地域への影響について、慎重に評価致します。なお、低周波音については、ご指摘の点も踏まえ、「圧迫感・振動感を感じる音圧レベル」との比較も予測致します。その上で騒音及び低周波音の影響を可能な限り回避又は低減させた事業計画の策定を進めてまいります。</p> <p>②テレビ等に電波障害が生じないように、事前に電波受信状況の確認を行い、対策を講じてまいります。</p> <p>③本事業の風力発電機の概要（予定）について、方法書 p14 に記載のとおり、現時点では全高131mの風力発電機の導入を検討しております。なお、風車機種については今後の環境影響評価の結果も踏まえ、決定してまいります。</p> <p>④潮風により発生する塩害の軽減に海岸のクロマツ林が重要な役割を担っていると理解しております。既存文献調査により、海岸側の対象事業実施区域の植生は、主としてクロマツ植林であり、かつ保安林の指定を受けているエリアとなるため関係機関とも協議を進めた上で、風力発電機設置の際にはクロマツ等の樹木の伐採を極力少なくするよう努めてまいります。なお、今後の現地調査において、対象事業実施区域の植生の把握に努めてまいります。</p> <p>上記①～④について、調査の上、ご地域の環境に配慮した事業計画の策定を進めてまいります。</p>

日刊新聞に掲載した公告

- ・北羽新報
- ・秋田魁新報

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)能代山本広域風力発電事業環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催致します。

一、事業者の名称 白神ウインドパワー株式会社
代表者の氏名 代表取締役 大森三四郎
事務所の所在地 秋田県能代市河戸川字北西山四八番地一

二、事業の名称及び規模

- (仮称)峰浜風力発電事業 発電設備出力 約四万二千キロワット(風力発電機の基数十二基程度)
- (仮称)落合風力発電事業 発電設備出力 約四万二千キロワット(風力発電機の基数十二基程度)
- (仮称)水沢風力発電事業 発電設備出力 約二万四千五百キロワット(風力発電機の基数七基程度)
- (仮称)比八田・朴瀬風力発電事業 発電設備出力 約四万九千キロワット(風力発電機の基数十四基程度)

種類 風力発電所設置事業

三、対象事業実施区域 秋田県能代市及び山本郡八峰町

四、関係地域の範囲 秋田県能代市及び山本郡八峰町

五、縦覧の場所・時間 能代市役所新庁舎行政情報コーナー
／能代市向能代地域センター／八峰町役場企画財政課
／大森建設(株)社屋※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時
電子縦覧 <http://www.on346.co.jp/>
(大森建設(株)ホームページ)

期間 平成三十年三月二十二日(金)から
平成三十年四月二十二日(月)まで

六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の
保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・
氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧
場所に備え付けておられます意見書箱にご投函くださ
るか、平成三十年五月十五日(火)午後五時までに問い
合わせ先へ郵送又はFAXにて送付してください。

七、住民説明会の開催を予定する場所・時間

- 一、峰浜地区文化交流センター「峰栄館」(秋田県
山本郡八峰町峰浜田中字野田沢二〇・二)
三月三十一日(土)一〇時より
- 二、能代山本広域交流センター(秋田県能代市海
詠坂三・二)三月三十一日(土)十五時より

八、問い合わせ先 白神ウインドパワー株式会社
事務局(大森建設株式会社 技術営業部内)
〒〇一六〇一七 秋田県能代市河戸川字北西山四八番地一
電話〇一八五五五・一五二五 FAX〇一八五五五・二二八八

自治体広報誌への掲載

「広報のしろ」平成30年3月25日号

毎月19日と第3日曜日は「のしろ食育デー」 問合せ 農業振興課 ☎89-2182
4月は15日(日)と19日(木)です。「健康的でバランスの良い食事をしよう」

大館能代空港利用促進

4月1日(日) 搭乗分から助成要件などを拡大します

東京往復最大6,000円助成!

片道3,000円(大人も子どもも同額に変わります)

※一人で複数回の利用が可能です。

対象者

能代市に住民登録している方/市内に扶養者がいる学生/市内小・中学校の修学旅行/市内に所在する事業所(社員の利用)

申請方法

搭乗日を含めて30日以内に、専用の申請書に必要な事項を記入の上、搭乗券を貼付し、住所などの確認書類(免許証、住民票など)を添えて申請してください。申請用紙は、市役所や大館能代空港に備えるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

対象となる航空券を拡大

個人包括旅行運賃適用航空券(ANAパック旅行)の全てのほか、新たにスマートU25およびスマートシニアの航空券も助成対象とします。

対象外の航空券(例)

- ・株主優待割引運賃 SG50K/SG5KCH
- ・国際線航空券の国内区間 INTOW

※ほかにも対象外となる搭乗券があります。詳しくはお問い合わせください。

要件の拡大に伴う助成は、4月1日(日)以降の搭乗分となります。3月31日(土)以前の搭乗分は、4月以降の申請でも対象となりません。

問合せ 観光振興課 ☎89-2179

(仮称)能代山本広域風力事業について

環境影響評価についての引き継ぎの公告

能代山本広域風力事業組合が行っている風力発電事業の環境影響評価について、次の事業者を引き継ぐことをお知らせします。

引き継ぎ元
能代山本広域風力事業組合
構成員 大森建設(株)/株日立
パワーソリューションズ
引き継ぎ先
白神ウインドパワー(株)
代表取締役 大森三四郎

能代市河川字北西山48-1

環境影響評価方法書について

白神ウインドパワー(株)が能代市・八峰町で計画する風力発電事業の環境影響評価方法書の縦覧と説明会を行います。

縦覧 4月23日(月)まで
(土・日曜日除く)

場所 市役所行政情報コーナー
1/向能代地域センター/
大森建設(株)能代本社
※ホームページ (http://www.wms46.co.jp/center) 電話(0177)55-2288

説明会

日時 3月31日(土)午前10時~

場所 峰栄館(八峰町)

日時 3月31日(土)午後3時~

場所 能代山本広域交流センター

意見提出 5月15日(火)まで

縦覧場所に備える意見箱に入れるか、郵送、ファクスで

問合せ 白神ウインドパワー(株)事務局(大森建設(株)技術営業部内)〒017-0101能代市河川字北西山48-1 ☎55-1525 ファクス55-2288

返還不要の給付型奨学金

しんくみはばたき奨学金の奨学生を募集します

秋田県信用組合では給付型奨学金の30年度奨学生を募集します。

対象 県内に居住し、県内の高校および高等専門学校(3年生まで)に在学する母子家庭、父子家庭の生徒(保護者の所得制限あり)

給付金額 10万円/年

募集人数 県内30人(申込者多数の場合は、選考となります)

申し込み 4月2日(月)~16日(月)(土・日曜日除く)に、秋田県信用組合本支店に備える申込書に記入し、添付書類を添えて提出してください。

詳しくはお問い合わせください。

問合せ 秋田県信用組合総務部 ☎018-331-3551 秋田県信用組合能代支店 ☎54-4166

消費一口メモ

「簡単にお金が稼げる」副業サイトにご注意!

「『簡単にお金が稼げる』『報酬完全保証』というSNSの広告を見て、副業サイトに登録したところ、教材費などの理由で次々と高額な料金を請求され支払いをしたが、結局報酬はもらえなかった」という内容の相談が増えています。「簡単・確実に収入が得られる」などの甘い誘いには、くれぐれもご注意ください!



困ったときはご相談を!
能代市消費生活センター ☎89-2132
(土・祝日は消費者ホットライン ☎188)

無料相談

特設人権相談

予約は不要です。直接会場へお越しください。

日時 4月20日(金) 午前10時~午後3時

場所 新庁舎相談室5

問合せ 市民活力推進課 ☎89-2148

「広報はっぼう お知らせ版」平成 30 年 3 月 25 日

お知らせ HAPPY INFORMATION お知らせ HAPPY INFORMATION お知らせ HAPPY INFORMATION

平成30年度八峰町健康診査
申込及び健康診査受診意向
調査用紙提出のお願い

4月5日以降に保健衛生
委員が配布する「平成30年
度健康診査申込及び健康診
査受診意向調査用紙」に記
入の上、4月12日(木)まで
に保健衛生委員に提出して
くださるようお願いいたします。
問 八峰町福祉保健課(☎
76-46008)

JRから「岩館駅の窓口終
了」についてのお知らせ

広報はっぼう3月号でお
知らせしたとおり、JR五
能線岩館駅の窓口営業が平
成30年3月31日をもって終
了することとなりました。
このため、4月以降は駅
係員が終日不在となります
が、JRではお客様サービ
ス維持向上のために「列車
運行情報表示機器」を導入
いたします。
列車運行情報器の主な特徴
○列車の運行位置が把握
できます。
○4か国語表示・外国語
(英語)放送による案
内が可能です。
○異常時には、管理駅か
ら遠隔操作により、列

車遅延等の案内が可能
です。

列車運行情報器設置予定日
平成30年4月1日(日)
町民の皆さまのご理解と
ご協力をよろしくお願いい
たします。
問 東日本旅客鉄道株式会
社 秋田支社 営業企画
課 橋本・山本(直)(☎
18-8032-4005)

(仮称)能代山本広域風
力発電事業の事業者名称
変更のお知らせ

能代山本広域風力事業組
合が能代市及び八峰町で実
施しております「(仮称)
能代山本風力発電事業」の
環境影響評価について、環
境影響評価法に基づき、対
象事業の実施について他の
者に引き継いだので、左記
のとおりお知らせ致します。
組合の名称
能代山本広域風力事業組合
■組合の構成員
・大森建設株式会社
代表取締役 大森三四郎
秋田県能代市河川川字
北西山48番地1
・株式会社日立パワ
ーソリューションズ
取締役社長 石井義人

茨城県日立市幸町三丁
目2番2号

第一種事業の名称 (仮
称)能代山本広域風力発
電事業
種類 風力発電所設置事業
規模 最大出力240、
000kW程度(計画段階
環境配慮書時点)
公告の事由 当社は、対象
事業の実施を白神ウイ
ンドパワー株式会社へ引継
ぎましたので、環境影響
評価法第三条の九第一項
第三号に該当することと
なりました。

引継ぎにより新たに事業者
となった者
白神ウインドパワー株式
代表取締役 大森三四郎
秋田県能代市河川川字北
西山48番地1

「(仮称)能代山本広域
風力発電事業環境影響評
価方法書」の縦覧および
住民説明会のお知らせ

「環境影響評価法」に基づ
き、「(仮称)能代山本広域風
力発電事業環境影響評価方
法書」の縦覧及び説明会を
次のとおり行いますのでお
知らせします。環境影響評
価方法書について、環境保

全の見地からの意見をお持
ちの方は、縦覧場所に備え
付けの意見書箱に投函頂く
か、問合せ先に郵送又はF
AXでお送りください。

●環境影響評価方法書の縦覧
縦覧場所 八峰町役場企画
財政課、大森建設(株)
能代本社社屋 ※いずれ
も、土・日・祝日を除く
開庁時
電子開覧
<http://www.om346.co.jp/>
(大森建設(株)ホ
ームページ)

縦覧期間 平成30年3月23
日(金)～4月23日(月)
意見受付締切 平成30年5
月15日(火)午後5時

●環境影響評価方法書の説
明会
【八峰町会場】
日時 平成30年3月31日
(土)午前10時～

【能代市会場】
場所 峰栄館
日時 平成30年3月31日
(土)午後3時～

場所 能代山本広域交流セ
ンター
【申込】 白神ウインドパワ
ー株式会社 事務局(大
森建設(株)技術営業部内)
〒016-0171 能

代市河川川字北西山48-
1(☎55-1525、F
AX55-2288)

「社協からのお知らせ」
八峰中学校様よりご寄付
をいただきました

平成30年3月8日、「八
峰中学校」生徒代表として
3年生の阿部聖輝さんと吉
田好花さんより社会福祉協
議会事務所へご来所いただ
き、昨年の10月7・8日に
開催された町の観光イベン
ト「ふんめものまつり」
において八峰中学校が実施
した、起業家体験活動事業
での販売売上金の一部を当
会へご寄付いただきました。
いただきましたご寄付に
つきましては、地域福祉向
上のための事業等に活用さ
せていただきます。



問 八峰町社会福祉協議会
(☎77-3551)

秋田県ホームページ掲載内容

○平成 30 年 3 月 23 日（金）より、環境管理課 秋田県の環境アセスメント情報【法対象事業】に掲載

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 戻る 印刷 音声読み上げ <div style="text-align: center;"> </div> サイト内検索 お問い合わせ </div>		
(仮称) 能代山本広域風力発電事業		
2018年03月23日 コンテンツ番号 23248		
(仮称) 能代山本広域風力発電事業に係る環境影響評価の概要		
事業名	(仮称) 能代山本広域風力発電事業	
事業者	白神ウインドパワー株式会社	
事業の種類	風力発電所の設置	
対象法令等	環境影響評価法	
事業実施場所	能代市、八峰町	
関係地域	能代市、八峰町	
事業の規模	(仮称) 能代風力発電事業 出力約42,000kW 基数12基程度	
	(仮称) 落合風力発電事業 出力約42,000kW 基数12基程度	
	(仮称) 水沢風力発電事業 出力約24,500kW 基数7基程度	
	(仮称) 比八田・朴瀬風力発電事業 出力約49,000kW 基数14基程度	
説書書	公表日	平成29年3月23日
	縦覧期間	平成29年3月23日～4月22日
	縦覧場所	能代市役所新庁舎行政情報コーナー、 能代市向能代地域センター、 能代市東部地域センター、 八峰町役場企画財政課、 三種町役場一階ロビー、 人森建設(株)社屋
	インターネットによる公表	事業者ウェブサイト (公開終了しました)
	意見提出期限	平成29年4月22日
	意見数	-
知事意見	平成29年5月9日 (添付資料のとおり)	
方法書	公告日	平成30年3月23日
	縦覧期間	平成30年3月23日～4月23日
	縦覧場所	能代市役所新庁舎行政情報コーナー、 能代市向能代地域センター、 八峰町役場企画財政課、 大森建設(株)社屋
	インターネットによる公表	事業者ウェブサイト
	意見提出期限	平成30年5月15日
	意見数	
知事意見		
準備書	公告日	
	縦覧期間	
	縦覧場所	
	インターネットによる公表	
	説明会開催日・場所	
	意見提出期限	
意見数		
知事意見		
評価書	公告日	
	縦覧期間	
	縦覧場所	
事業者手	事業者手日	
	事業終了時期 (予定)	
事後調査報告書	提出日	
	公表方法等	

大森建設株式会社ホームページ掲載内容

○平成 30 年 3 月 23 日（金）より、大森建設株式会社ホームページに掲載

大森建設株式会社 [サイトマップ](#) [お問い合わせ](#)

ホーム 企業情報 事業案内 実績紹介 お知らせ お問い合わせ

OHMORI GROUP
photo 白神山

郷土を愛し
地域に尽くす

お知らせ

- 2018/03/23 [「\(仮称\)能代山本広域風力発電事業環境影響評価方法書」の縦覧及び説明会について](#)
- 2018/03/23 [「事業の引き継ぎについて」能代山本広域風力事業組合](#)
- 2017/07/01 [「能代地区における風力発電事業 工事中における事後調査報告書」を掲載終了しました](#)

最新工事実績

- 建築**
 - 2012/08/07 [建築工事実績を更新しました。](#)
 - 2011/09/23 [建築工事実績1件を追加しました。](#)
- 土木**
 - 2012/08/07 [土木工事実績を更新しました。](#)
 - 2011/10/04 [土木工事実績を更新しました。](#)
- 環境**
 - 2012/06/04 [環境事業実績を更新しました。](#)
 - 2012/06/28 [環境事業実績を更新しました。](#)

がんばろう！東北

水素 de 美人
SAIN BEAUTE
白いマイクロバブル水素水

Engineering Exhibition TOHOKU '15
EE東北'15
東北の明日を定める 新技術

久六島の海鮮
白神が誇る海のフランド

秋田産！
白神山麓の贈り物
心を癒す白神の森香
SUGI
世界自然遺産 白神山



お知らせ

[ホーム](#) > [お知らせ](#) > 「(仮称)能代山本広域風力発電事業環境影響評価方法書」の概観及び説明会について

■ 「(仮称)能代山本広域風力発電事業環境影響評価方法書」の概観及び説明会について

「(仮称)能代山本広域風力発電事業環境影響評価方法書」の概観及び説明会について

白神ウインドパワー株式会社

「(仮称)能代山本広域風力発電事業環境影響評価方法書」の概観及び説明会を行います。

【概要の概要】

1. 対象事業の種類、規模
種類 風力発電所建設事業
規模 最大出力 167.50MW
2. 対象事業実施地域
秋田県能代市、秋田県山本郡八峰町
3. 概観の場所
・能代市役所庁舎行政情報コーナー
・能代市向能代地区センター
・八峰町役場企画課
・大森建設株式会社 社屋
・インターネット(電子総覧) <http://www.ohtani.co.jp/>
(大森建設株式会社ホームページ)
4. 概観期間
平成30年3月20日(金)～平成30年4月20日(月)
(土・日・祭日等の開庁日・休館日を除く)
午前9時から午後5時まで
5. 方法書説明会の開催
日時:平成30年3月31日(土)午前10時より
場所:能代山本広域交流センター「第2会議室」
山本郡八峰町逢田中平野田京20-1

日時:平成30年5月31日(土)午後3時より
場所:能代山本広域交流センター
(能代市海浜坂9-2)

【意見書の提出】

「環境影響評価方法書」について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、概観期間に備え付けの意見書欄にご記入くださるか、提出先に郵送又はFAXよりお寄せ下さい。

■ 記載事項

住所・氏名、ご意見(ご意見の理由を含めて、日本語で記載して下さい)

■ 提出期限

平成30年5月15日(火)午後5時まで

■ 提出先

白神ウインドパワー株式会社 事務局
大森建設株式会社 技術営業部 (内)
〒018-0171
秋田県能代市戸川字北高山40番地1
FAX 0185-65-2388

【方法書の電子総覧】

[「\(仮称\)能代山本広域風力発電事業環境影響評価方法書」\(ep_hoshou.pdf\)](#)
(pdfファイルサイズ約52.7MB)

[「\(仮称\)能代山本広域風力発電事業環境影響評価方法書要約書」\(ep_yoyakupdf\)](#)
(pdfファイルサイズ約11.5MB)

※ご意見記入用紙はこちらです。

[お便紙 ご意見記入用紙\(ken.pdf\)](#)(pdfファイルサイズ約9KB)
[word版 ご意見記入用紙\(ken.doc\)](#)(docファイルサイズ約38KB)

最新の記事

- 「(仮称)能代山本広域風力発電事業環境影響評価方法書」の概観及び説明会について
- 「事業の促進促進にふり」能代山本広域風力事業組合
- 「能代地区」における風力発電事業「工」進捗に伴い大森(株)関係報告書「環境概観」を完了しました
- 「(仮称)能代山本広域風力発電事業計画」環境影響評価書」の概観が完了しました
- 日本語「福八」の別紙(補助資料)

「環境影響評価方法書」縦覧のお知らせ

「(仮称)能代山本広域風力発電事業 環境影響評価方法書」(以下「方法書」という)を次のとおり備え付けておりますので、ご覧ください。

なお、方法書のコピーやカメラ等での撮影はご遠慮ください。

1. 縦覧期間

平成30年3月23日(金)～平成30年4月23日(月)
(土・日・祝日及び閉庁日は除きます。)

2. 縦覧時間

開庁時

3. 閲覧用紙の記入

方法書をご覧になられた方は、恐れ入りますがご意見の有無にかかわらず、備え付けの「閲覧用紙」に住所・氏名をご記入の上、ご投函ください。

4. 意見書の受付

方法書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙のご記入欄に意見の理由を含めてご記入の上、意見書箱にご投函頂くか、下記住所までご郵送又はFAXでお送りください。

○受付期間 平成3月23日(金)～平成30年5月15日(火)午後5時まで

○送付先(郵送又はFAXの場合)

〒016-0171 能代市河戸川字北西山48-1

FAX (0185)55-2288

白神ウインドパワー株式会社 事務局宛て(大森建設株式会社 技術営業部内)

○記載事項

- ①氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ②意見書の提出の対象である方法書の名称(例:能代山本広域)
- ③方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により意見の理由を含めて記載してください。)

※方法書及び要約書は下記URLでも公表しています。

<http://www.om346.co.jp/> (大森建設(株)ホームページ)

以上

